

第1章 総則

第1節 総則

第1項 目的

この計画は、「災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条」及び「奈良市防災会議条例（昭和38年条例第17号）」に基づき奈良市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から守るため、市の処理すべき事務又は業務を中心に関係機関等の協力を得て、総合的な災害予防、災害応急対策及び災害復旧の諸活動を円滑に実施し、もって防災の万全を期すことを目的とする。

法令 奈良市防災会議条例

第2項 計画の概要

1 計画の構成と内容

この計画は、過去に発生した災害の状況及びこれに対処した諸対策を基礎に災害を想定し、次の事項について定める。

章	内 容
第1章 総則	本市の自然的・社会的条件、災害の想定、防災ビジョン、防災関係機関の業務大綱など計画の基本となる事項を示す。
第2章 災害予防計画	風水害等や地震による災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限度に食い止めるための措置についての計画を定める。 (平時に行っておくべき措置)
第3章 風水害等災害応急対策計画	風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれのある場合の防御措置、災害の拡大防止措置及び被災者に対する応急救助の措置について基本的な計画を定める。(災害時に行う措置)
第4章 地震災害応急対策計画	地震災害が発生し、又は発生するおそれのある場合の防御措置、災害の拡大防止措置及び被災者に対する応急救助の措置について特に必要な計画を定める。(災害時に行う措置)
第5章 災害復旧・復興計画	風水害、地震災害等が発生した後の災害復旧・復興の実施について基本的な計画を定める。
第6章 南海トラフ地震防災対策推進計画	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等について基本的な計画を定める。
第7章 水防計画	洪水による水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減する目的をもって、市内各河川、溜池に対する水防上必要な監視、予報、警戒、通信、連絡、輸送及び水門、井堰の操作、水防のための水防団体並びに水防に必要な資材器具及び設備と運用について実施の大綱を定める。
様式集	本計画に関連した所定の様式を一括して掲載する。
資料集	本計画に関連した必要資料を一括して掲載する。
法令集	本計画に関連した必要法令を掲載する。

2 計画の修正

この計画は、「災害対策基本法第42条」の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認められるときは、これを修正する。

3 計画の周知徹底

この計画は、本市の職員及び防災関係各機関に周知徹底し、計画のうち特に必要と認められるものについては、地域住民にも周知徹底する。

4 細部計画の作成

この計画に基づく諸活動を実施するための細部計画については、本市各部及び班、防災関係各機関などにおいてあらかじめ定めておく。

第2節 地域の条件

第1項 自然的条件

1 自然的条件

(1) 地 勢

奈良市の位置、面積等は下表のとおりであり、奈良盆地の北辺及び大和高原の北西の一部を占めている。

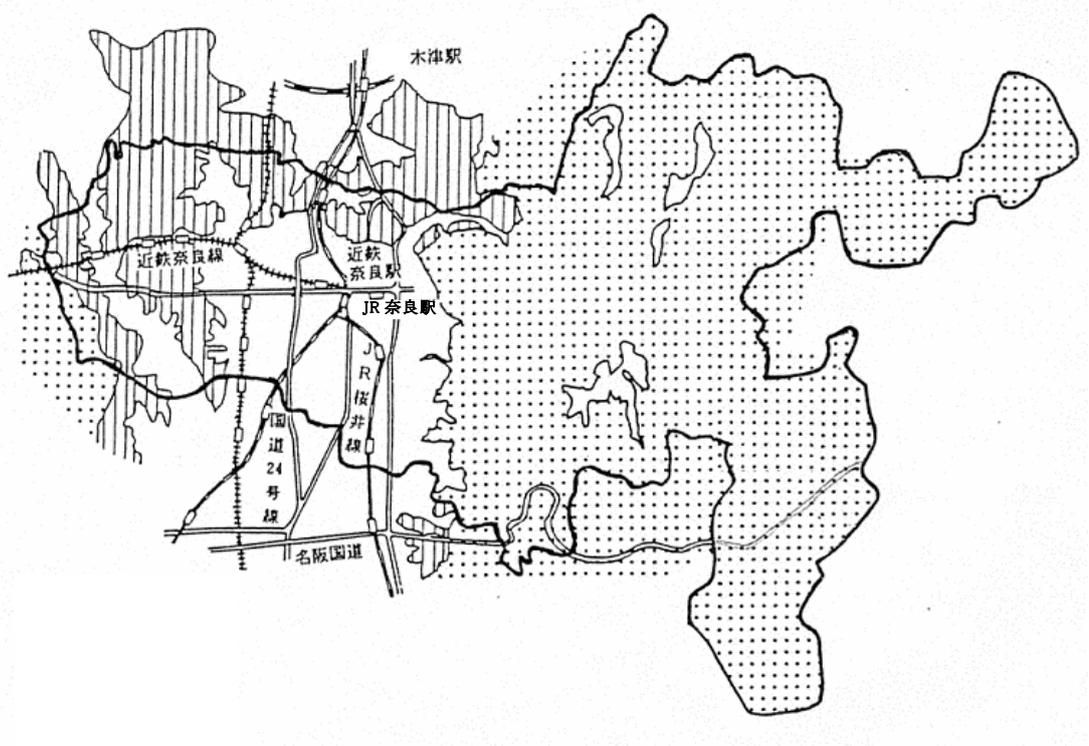
本市は佐保川、率川及び岩井川によって舌状になった台地の平坦部に旧市街地が広がり、その南に鹿野園台地と今市台地が連なっている。

北方は佐保と佐紀の丘陵が京都府に接し、西方は西の京丘陵と矢田丘陵が生駒山地に続き、南は低平に開けて盆地に続いている。

東端東経	136° 04′	月ヶ瀬石打
西端東経	135° 42′	二名六丁目
南端北緯	34° 33′	都祁吐山町
北端北緯	34° 45′	広岡町
最高地：貝ヶ平山 海拔 822.0m、都祁吐山町		
最低地：池田町 海拔 56.4m		
東西方向の距離	33.51km	
南北方向の距離	22.22km	
面積	276.94 km ²	

(2) 地質

地震の被害は、地質の硬い地域より軟らかい地域の方が大きいとされていること、また、木造建築の分布状況その他からみて、本市においては中央市街地一帯が地震に対して最も警戒を要する地域であると考えられる。

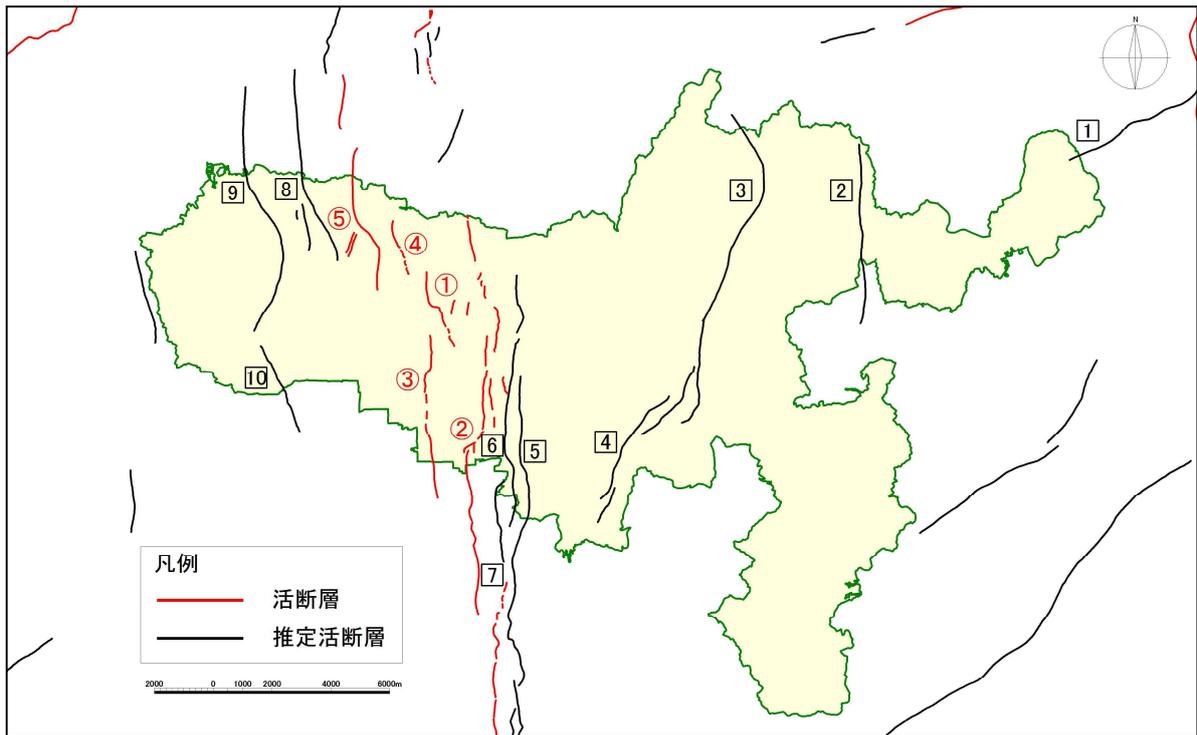


凡 例		
□	沖積層	軟らかい
▨	大阪層群 佐保累層	硬い
◻	基盤岩類 (花崗岩類)	非常に硬い

奈良市の地質略図

(3) 活断層

本市付近には、「活断層詳細デジタルマップ」(中田・今泉編)によると、以下に示すような活断層及び推定活断層がある。これらの活断層及び推定活断層については、「活断層」を「最近数十万年間に概ね千年から数万年の間隔で繰り返し活動し、その痕跡が地形に現れ、今後も活動を繰り返すと考えられる断層」と定義し、活断層の認定にあたっては、後期更新世以降(最近の数十万年間)の断層変位地形を特に重視して、地表での変位地形の存在の確からしさをもとに「活断層」と「推定活断層」に区別されている。



活断層・推定活断層概要図 * 「活断層」は「活断層(位置やや不明確)」を含める。

活断層・推定活断層一覧表

図中番号	断層名	区分	図中番号	断層名	区分
①	奈良盆地東縁断層帯(奈良坂撓曲)	活断層	④	矢田原断層	推定活断層
②	奈良盆地東縁断層帯(天理撓曲)	活断層	⑤	奈良盆地東縁断層帯(高樋断層)	推定活断層
③	奈良盆地東縁断層帯(帯解断層)	活断層	⑥	奈良盆地東縁断層帯(三百断層)	推定活断層
④	佐保田撓曲	活断層	⑦	奈良盆地東縁断層帯(菩提仙川-天理)	推定活断層
⑤	曾根山撓曲	活断層	⑧	秋篠撓曲	推定活断層
①	花ノ木断層	推定活断層	⑨	あやめ池撓曲	推定活断層
②	邑地	推定活断層	⑩	石木	推定活断層
③	田原断層	推定活断層			

出典:「活断層詳細デジタルマップ」(中田・今泉編:東京大学出版会、2002年)、断層名は「近畿の活断層」(岡田・東郷編:東京大学出版会、2000年)による。

(4) 気象

奈良市は奈良盆地の北部一帯に広がり、地形的に見ても盆地がもつ内陸性の気候を現している。このため、年間を通じて寒暖の差が大きいが、総じて温和な気候である。

奈良地方気象台による過去30年間の平年値で見ると、平均気温は15.7℃、年間降水量は1,365.1mm、平均風速は2.2m/sで、最深積雪は3cmである。

奈良の気象（1991年～2020年の平年値）

区分	降水量 (mm)	平均気温 (°C)	平均風速 (m/s)	最深積雪 (cm)
年	1,365.1	15.7	2.2	3
1月	52.4	4.5	2.2	1
2月	63.1	5.1	2.3	3
3月	105.1	8.5	2.4	0
4月	98.9	14.0	2.4	-
5月	138.5	19.0	2.2	-
6月	184.1	22.9	2.0	-
7月	173.5	26.8	2.1	-
8月	127.9	27.8	2.5	-
9月	159.0	23.8	2.2	-
10月	134.7	17.7	2.0	-
11月	71.2	11.8	1.7	-
12月	56.8	6.8	1.9	0

出典：気象庁ホームページ（過去の気象データ検索－平年値）

奈良の気象（観測史上1～5位の値（年間を通じての値））

要素名／順位	1位	2位	3位	4位	5位	統計期間
日降水量 (mm)	196.5 (2017/10/22)	182.3 (1959/ 8/13)	160.0 (1982/ 8/ 1)	155.5 (1982/ 8/ 3)	150.7 (1961/10/27)	1953年 5月 2025年 12月
日最大10分間降水量 (mm)	27.0 (2013/ 8/ 5)	24.7 (1959/ 8/ 6)	22.5 (2019/ 8/19)	22.5 (2001/ 7/17)	22.0 (1999/ 9/23)	1953年 5月 2025年 12月
日最大1時間降水量 (mm)	79.0 (2000/ 5/13)	75.0 (1999/ 9/21)	58.5 (1968/ 7/ 6)	58.0 (2013/ 8/ 5)	56.5 (2008/ 8/ 5)	1953年 5月 2025年 12月
月最大24時間降水量 (mm)	197.5 (2017/10/22)	195.5 (2018/ 7/ 6)	188.7 (1959/ 8/13)	177.8 (1957/ 6/27)	161.0 (1982/ 8/ 3)	1953年 5月 2025年 12月
月降水量の多い方から (mm)	496.0 (1982/ 8)	443.0 (2017/10)	408.5 (1968/ 7)	403.5 (2020/ 7)	403.0 (1974/ 7)	1953年 5月 2025年 12月
年降水量の多い方から (mm)	1790.2 (1959)	1693.0 (1998)	1683.5 (2024)	1646.8 (1965)	1646.5 (2018)	1953年 2025年
日最大風速・風向 (m/s)	25.0] 南南東 (1961/ 9/16)	23.3 東北東 (1959/ 9/26)	23.1 南 (1979/ 9/30)	21.4 北北西 (1953/ 9/25)	20.0 南 (1965/ 9/10)	1953年 5月 2025年 12月
日最大瞬間風速・風向 (m/s)	47.2 南 (1979/ 9/30)	42.4] 南南東 (1961/ 9/16)	37.6 西 (1998/ 9/22)	37.4 南 (2018/ 9/ 4)	34.2 東北東 (1970/ 7/5)	1953年 5月 2025年 12月
降雪の深さ日合計 (cm)	19 (1963/ 3/13)	17 (2014/ 2/14)	17 (1990/ 2/ 1)	14 (1984/ 1/31)	12 (1987/ 3/ 7)	1953年 5月 2025年 12月
降雪の深さ月合計 (cm)	36 (1984/ 1)	23 (2014/ 2)	20 (1996/ 2)	19 (2011/ 2)	19 (1963/ 3)	1953年 5月 2025年 12月
月最深積雪 (cm)	21 (1990/ 2/ 1)	19 (1963/ 3/13)	17 (1996/ 2/18)	15 (2014/ 2/14)	14 (1984/ 1/31)	1953年 5月 2025年 12月

【備考】 風の極値の「]」は、統計を行う対象資料が許容範囲を超えて欠けていることを示します（資料不足値）。値そのものを信用することはできず、通常は上位の統計に用いませんが、極値、合計、度数等の統計ではその値以上（以下）であることが確実である、といった性質を利用して統計に利用できる場合があります。

出典：気象庁ホームページ（奈良地方気象台 県の気象関連資料）

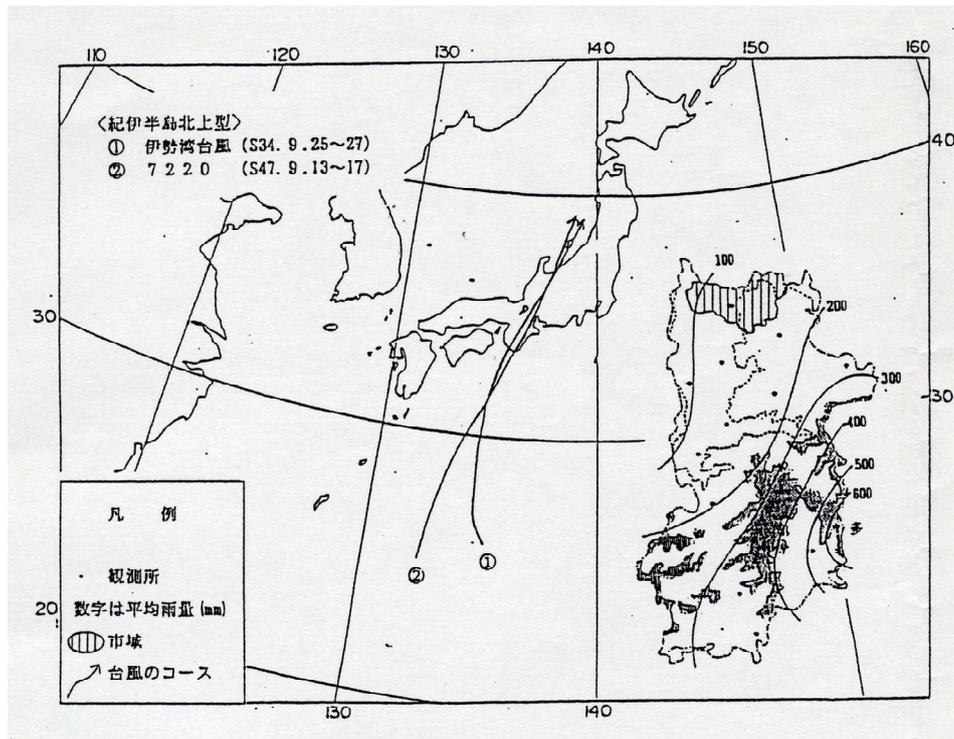
台風による災害は伊勢湾台風（昭和34年9月26日）のように本市の東よりのコー

第1章 総則 第2節 地域の条件

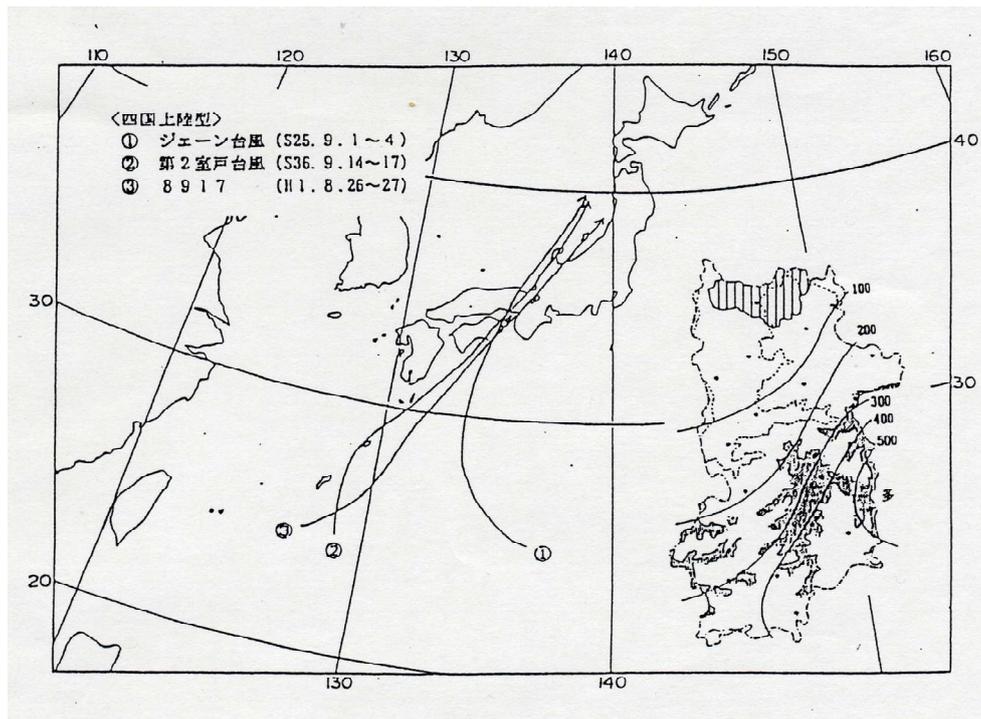
スをとると、南部山岳地帯はもちろん、奈良盆地を含めた北部でもかなりの雨が降り、各小河川は氾濫するおそれがある。一方、室戸台風、第2室戸台風のように台風が本市の西よりのコースをとって大阪湾に入ると、水害よりも風による被害の方が大きくなるおそれがある。

県内に被害を与えた過去の台風コースとその時の県内の降雨状況を次に示す。

また、最近では本市も宅地造成等の都市化に伴って、大雨等の気象現象に伴う土砂崩れ、低地浸水などの新しい災害が発生するおそれがある。



台風のコースと県内の降雨状況①図



台風のコースと県内の降雨状況②図

第2項 社会的条件

1 社会的条件

(1) 人口（令和8年1月1日現在）

本市の人口等は、以下のとおりである。

人口総数	344,742 人
男	160,628 人
女	184,114 人
幼年人口（0～4歳）	9,750 人
老年人口（65歳以上）	112,505 人
世帯数	169,336 世帯
人口密度	1,244.8 人／km ²

出典：住民基本台帳

資料1 人口及び世帯数の推移

(2) 交通網

道路網は、本市と大阪都心部を結ぶ第二阪奈道路、大阪及び名古屋方面を結ぶ名阪国道を中心に、国道24号により京都方面及び奈良県南部と連絡している。

鉄道網は、西日本旅客鉄道（JR西日本）及び近畿日本鉄道（近鉄）の奈良駅を中心に、市西部の縦横に広がっている。このうち、近鉄けいはんな線は平成18年に開通し、市西北部と大阪・東大阪方面と連絡し、さらに近鉄奈良線が平成21年3月に阪神電気鉄道との相互直通運転を開始し、これにより本市は鉄道により神戸方面と直結された。

(3) 土地利用変遷

中央市街地に隣接する地域は、小規模な住宅地の開発や事業所の立地など農地の宅地化が進み、市街地が拡大した結果、雨水の浸透力、保水力が減衰し、内水・外水氾濫などが起こりやすくなっている。

西北部地域は昭和25年頃の近鉄学園前駅付近の住宅地開発を契機に、市域の市街化が進行し、豪雨時などの丘陵地における宅地化による人工斜面の崩壊、谷底や谷部の埋立地での水害、盆地の盛土地の内水・外水氾濫などが起こりやすい地域が多い。

(4) 文化財

本市には、ユネスコの世界遺産「古都奈良の文化財」、無形文化遺産「題目立」、国・県・市の指定文化財980件、登録有形文化財126件などがあり、質・量ともに全国有数の文化財を保有している。

市所在の指定文化財（件数、令和7年8月末現在）

分類		国指定	県指定	市指定	合計
有形文化財	建造物	105	42	28	175
	美術工芸品	510	88	104	702
無形文化財		0	1	0	1
民俗文化財	有形の民俗文化財	2	2	7	11
	無形の民俗文化財	3	10	3	16
記念物	遺跡	27	5	8	40
	名勝地	8	1	2	11
	動物・植物・地質鉱物	6	6	12	24
合計		661	155	164	980

(5) 観光

本市は、世界遺産をはじめとして、歴史・文化の豊富な観光資源を有していることから、年間約1,400万人～1,700万人の観光客が国内外から訪れている。

令和2年以降は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、約7,000千人台で推移していたが、令和5年5月以降5類感染症に移行したこともあり、約12,000千人台に増加した。

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
観光客数 (人)	17,411千人	7,242千人	7,349千人	9,294千人	12,199千人	14,870千人

出典：奈良市観光入込客数調査報告（令和6年）

2 集落形態・地形特性からみた防災上の問題点

本市の社会的、文化的歴史は非常に古く、これに伴う人間生活の基本的形態である集落も長年にわたって堅実に発達してきた。一方では、高度経済成長期以降の関西圏におけるベッドタウンとしての人口集中により新たな宅地開発が非常に活発に行われている。

したがって、在来の集落に加えて新興住宅地が付加されることになり、しかも文化都市奈良の中心市街地の発達もあって、市全域としては複雑な住環境を形成している。それぞれの集落なり、市街地において防災対策上きめの細かい課題に対して具体的な対策が求められる。

本市の地形特性は低地、丘陵地、段丘及び山地に分れており、個々の地形特性に応じた防災課題がある。

資料2 防災地区のタイプ分類

資料3 タイプ別防災地区課題のまとめ

資料4 防災地区のタイプ分類図

第3節 災害の想定

災害とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、がけ崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。

この計画において想定する主な災害は、次のとおりである。

第1項 風水害

1 台風

過去の台風で、本市に最も甚大な被害を及ぼしたのは昭和36年（1961年）9月の第2室戸台風であり、平成10年（1998年）には台風第7号による災害が発生しており、これらの台風の規模、被害状況等を下表に示す。

近年、地球温暖化に伴う海水温の上昇により、台風の勢力が本州周辺でも衰えることなく、強い勢力を保ったままである傾向が強いため、第2室戸台風時よりも大きな台風被害を想定することも必要である。

近年の台風による災害

年月日 (名称) (災害種別)	被害地域	気象状況	被害状況		
			県	市	
昭和36.9.16 (1961年) 第2室戸台風 (風水害)	県全域 平坦部 風害甚大	最低海面気圧 946.5hPa	死者6人、負傷者 142人、家屋全壊 362棟、半壊988 棟、流失3棟、床 上浸水91棟、床 下浸水66棟、一 部破損10,963 棟、非住家被害 2,470棟、田流失 ・埋没454ha、田 冠水665ha、畑流 失・埋没2ha、畑 冠水124ha、道路 損壊192箇所、橋 梁流失34箇所、 鉄軌道被害8箇 所、通信施設被害 864回線、木材流 出1,510㎡等	死傷者14人（う ち死亡2人）、 被害戸数574戸 (棟)（うち全壊 133戸(棟)） 災害救助法適用	
		最大風速 25.0m/s以上 (SSE) 最大瞬間風速 42.4m/s以上			
平成10.9.22 (1998年) 台風第7号 (風水害)	県全域	総雨量 9/14-16 42.6mm	最低海面気圧 976.8hPa	死者2人、負傷 者87人、非住家 被害1,803棟、 住家全壊52棟、 住家一部損壊 9,979棟、床上浸 水1棟、床下浸	負傷者16人、住 家一部破損660 戸(棟)、床上浸 水1戸(棟)、床 下浸水1戸 (棟)、道路損壊 12箇所、崖崩れ
		最大風速 13.1m/s 最大瞬間風速 37.6m/s			

第1章 総則 第3節 災害の想定

年月日 (名称) (災害種別)	被害地域	気象状況	被害状況	
			県	市
		総雨量 58mm	水 36 棟、道路損 壊 68 箇所、橋梁 流失 3 箇所、 山・崖崩れ 77 箇 所、農作物 135 億 6,800 万円、 生産関係施設 43 億 3,800 万円、 農地・農業施設 2 億 4,000 万円、 畜産 10 億 4,300 万円、林業被害 (林道被害含 む。)61 億円	1 箇所、停電 14,000 世帯、被 害総額約 16 億円 都祁地区 水道、住家、文 化財、山林被害 甚大

資料 5 昭和年代以降における主な災害

2 集中豪雨等による水害

大雨による河川の氾濫や、排水路等からの溢水による浸水被害が想定される。

氾濫した場合に地域に対する影響が大きい国管理河川の佐保川及び木津川、県管理河川の富雄川、佐保川、秋篠川、地蔵院川、岩井川、能登川及び高瀬川については、洪水浸水想定区域が国、県により指定・公表されている。

本市は、洪水浸水想定区域をハザードマップにより広く市民に周知している。

また、上記河川が氾濫するような大雨の場合には、既にその他河川も氾濫しており、排水路等からも溢水していると想定される。

3 土砂災害

大雨による土石流、がけ崩れ、地すべりによる土砂被害が想定される。

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に土砂災害の発生するおそれのある区域等については、土砂災害が発生した場合に土砂被害を受ける範囲を想定した土砂災害（特別）警戒区域が県により指定されている。

また、同様に、山地に起因する土砂災害の発生するおそれのある山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区、地すべり危険地区）についても、土砂被害を受ける範囲を把握しておく必要がある。

資料 17 地すべり防止区域

資料 18 急傾斜地崩壊危険区域

資料 19 土砂災害警戒区域一覧表

資料 20 要配慮者利用施設の名称、所在地、情報伝達系統（土砂災害警戒区域内）

資料 21 山地災害危険地区（治山）

4 気象要素の極値（参考）

奈良市（奈良地方気象台観測）における気象要素の極値は、以下のとおりである。

日最低海面気圧	946.5hPa	昭和36年9月16日第2室戸台風
日最大風速	25.0m/s以上※	昭和36年9月16日第2室戸台風
日最大瞬間風速	47.2m/s	昭和54年9月30日台風第16号
日降水量	196.5mm	平成29年10月22日台風第21号

※風速25.0m/sで風速計がこわれたため、それ以上の値は不明

資料5 昭和年代以降における主な災害

第2項 地震災害

1 主な地震災害

本市に被害をもたらした近年の地震災害は、以下のとおりである。

年月日 (名称) (震央)	被害地域 (地震状況)	規模 (マグニチュード)	被害状況	
			県	市
平成 7. 1. 17 (1995 年) (兵庫県南部地震) (淡路島付近)	県全域 (超近代過密都市を襲った直下型地震で、神戸市を中心とした阪神地域及び淡路島北部に震度 7 の激震地が指定された。奈良の震度 4)	7. 3	負傷者 12 人、建物の一部損壊 15 戸(棟)等で、比較的軽微であった。	負傷者 2 人、住家一部破損 62 戸(棟)、非住家一部破損 8 戸(棟) (平成 8 年 3 月までに申告のあった被害を含んでいる。)
平成 30. 6. 18 (2018 年) (大阪府北部) (大阪府北部)	県北部 大阪府で震度 6 弱を観測する等、近畿地方を中心に強い揺れを観測。奈良県では、震度 5 弱(大和郡山市、御所市、高取町、広陵町)を観測したほか、奈良県内のほぼ全ての市町村で震度 4~2 を観測。	6. 1	軽傷 4、一部損壊 27、その他重要文化財の落下	負傷者 2、住家一部損壊 1、文教施設 27

資料 5 昭和年代以降における主な災害

2 奈良県の地震被害想定調査による被害推計

県が平成16年10月に公表した「第2次奈良県地震被害想定調査報告書」では、国の地震調査委員会の長期評価で今後30年以内の発生確率が高い南海トラフ巨大地震では、死傷者等の被害は相対的に少ないものの、ライフラインの供給障害により市民生活に大きな支障が生じ、しかも長期に亘る可能性があるとしてされている。

また、内陸型地震では、発生間隔が数千年程度と長いため、今後30年以内の発生確率は比較的低いものの、地震発生確率がS*ランク（高い）やAランク（やや高い）とされている奈良盆地東縁断層帯、生駒断層帯、中央構造線断層帯（和泉山脈南縁）の活断層で地震が発生した場合には、多数の死傷者の発生や大きな建物被害が生じることが明らかになった。

【参考】地震調査委員会による長期評価（算定基準日：令和8年1月1日）

項目	南海トラフ	奈良盆地 東縁断層帯	生駒断層帯	中央構造線断層帯 (根来区間)
今後30年以内の地震発生確率	60%～90% 程度以上	ほぼ0%～5%	ほぼ0%～0.2%	0.008%～0.3%
我が国の主な活断層における相対的評価(※1)	—	S*ランク (高い)	Aランク (やや高い)	Aランク (やや高い)
我が国の海溝型地震の相対的評価(※2)	Ⅲ*ランク	—	—	—

(※1) 活断層における今後30年以内の地震発生確率が3%以上を「Sランク（高い）」、0.1～3%を「Aランク（やや高い）」と表記。地震後経過率が0.7以上である活断層については、ランクに「*」を付記。地震後経過率とは、最新活動（地震発生）時期から評価時点までの経過時間を、平均活動間隔で割った値。南海トラフは評価対象外として「—」と表記。

(※2) 海溝型地震における今後30年以内の地震発生確率が26%以上を「Ⅲランク」、3%～26%未満を「Ⅱランク」、3%未満を「Ⅰランク」、不明（すぐに地震が起きることを否定できない）を「Xランク」と表記。地震後経過率が0.7以上である海溝型地震については、ランクに「*」を付記。地震後経過率とは、最新発生時期から評価時点までの経過時間を、平均発生間隔で割った値。

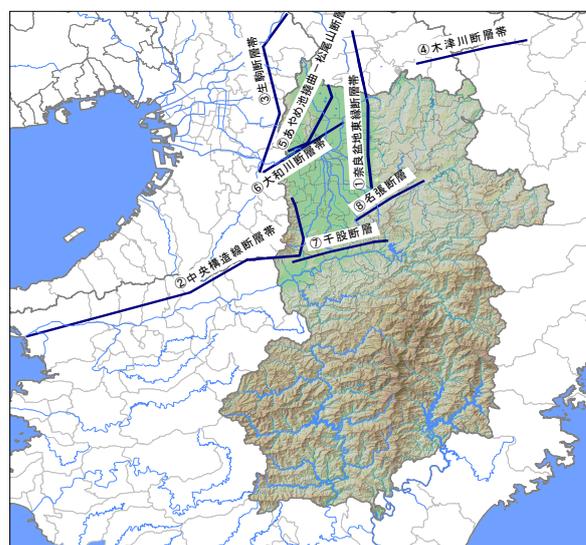
第1章 総則 第3節 災害の想定

(1) 想定地震

1) 内陸型地震（8断層）

被害想定調査では次の8つの起震断層が設定されており、震源の深さは10kmとされている。

対象地震	断層の長さ (km)	想定マグニチュード
① 奈良盆地東縁断層帯	35*1	7.5
② 中央構造線断層帯*2	74	8.0
③ 生駒断層帯	38	7.5
④ 木津川断層帯	31	7.3
⑤ あやめ池撓曲－松尾山断層	20	7.0
⑥ 大和川断層帯	22	7.1
⑦ 千股断層	22	7.1
⑧ 名張断層	18	6.9



出典：第2次奈良県地震被害想定調査報告書

内陸型地震の起震断層位置

(注) 県の調査以降に、以下のとおり、変更されている。

*1：奈良盆地東縁断層帯の断層の長さは、29km。

出典：産業技術総合研究所 報告書『平成25年度「活断層の補完調査」』

*2：中央構造線断層帯の金剛山地東縁区間、五条谷区間、根来区間は、各区間に分割して評価された。

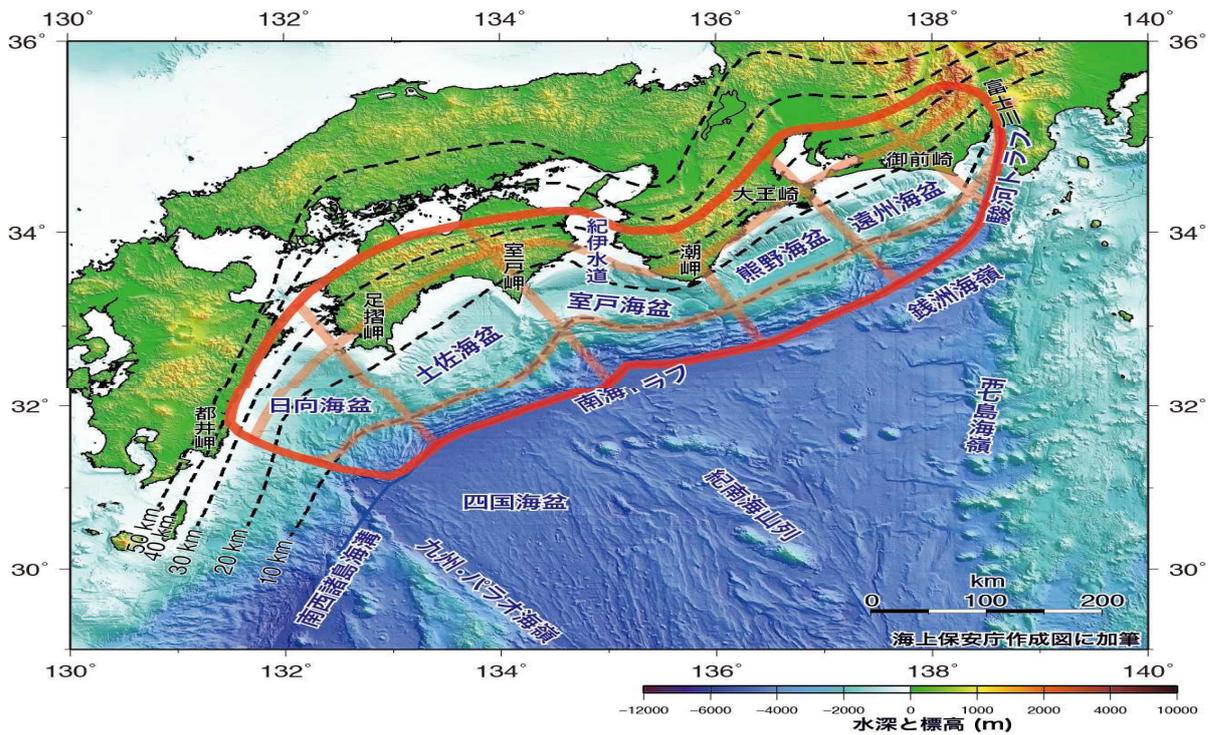
- ・金剛山地東縁区間：想定マグニチュード 6.8 程度
- ・五条谷区間：想定マグニチュード 7.3 程度
- ・根来区間：想定マグニチュード 7.2 程度

出典：地震調査研究推進本部地震調査委員会 活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧（令和8年1月1日での算定）

2) 海溝型地震

地震調査委員会はこれまでに、海域に発生するプレート間地震（海溝型地震）について、千島海溝、三陸沖から房総沖にかけての日本海溝、相模トラフ、南海トラフ、日向灘及び南西諸島海溝周辺、日本海東縁部を対象に長期評価を行い、公表してきた。

南海トラフにおいて大地震が発生すると、九州から関東の広範囲にわたり、大きな被害が懸念される。そのため、これまでのような南海・東南海領域という区分をせず、南海トラフ全体を1つの領域として考え、地震活動の長期的評価を暫定的に改訂した。



出典：地震調査研究推進本部地震調査委員会

「南海トラフの地震活動の長期評価について（第二版）平成 25 年 5 月」

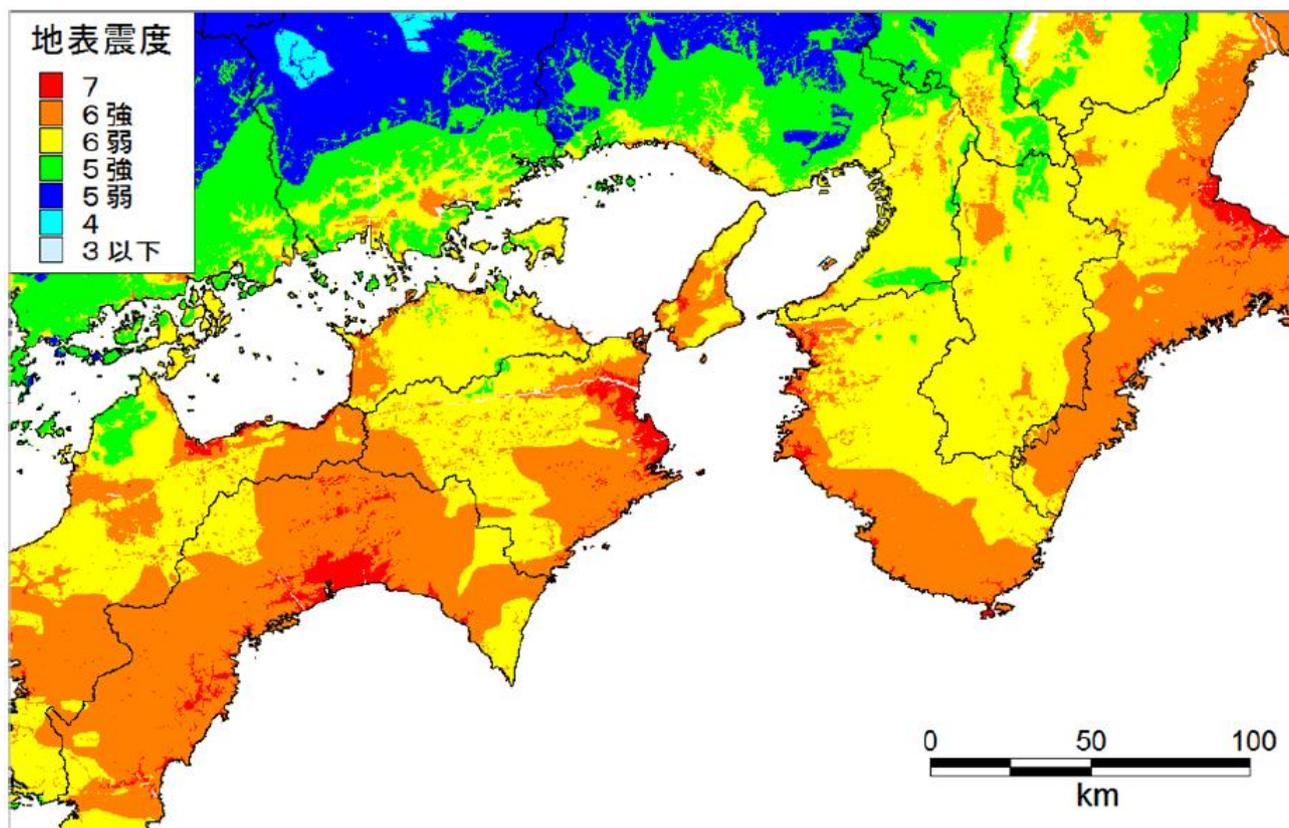
第1章 総則 第3節 災害の想定

<参考1>

「南海トラフ巨大地震の被害想定について（第一次報告）（平成24年8月、中央防災会議）」における被害想定と奈良県の想定との比較は以下のとおりである。

区分	中央防災会議（H24）	第2次奈良県地震被害想定調査（H16）	
地震名称	南海トラフの巨大地震	東南海・南海地震 同時発生 （南海トラフ地震）	奈良盆地東縁断層帯
県内最大震度	6強	6弱 （大半は5弱、5強）	7
住家全壊棟数	約7,500～47,000棟	約1,300棟	約119,600棟
死者数 ※	約1,700人	4人	約5,200人

※死者数の内訳（建物倒壊、急傾斜地崩壊、火災による。）



震度分布図（陸側ケース）

出典：南海トラフの巨大地震モデル検討会（第二次報告）追加資料（平成24年8月、内閣府）

<参考2>

奈良市における被害想定結果を下表に示す。

1) 内陸型地震

内陸型地震のなかでも、特に大きな被害を及ぼす奈良盆地東縁断層帯、中央構造線断層帯、生駒断層帯が発生した場合。

2) 海溝型地震

東南海・南海地震が同時発生した場合。

奈良市における被害想定

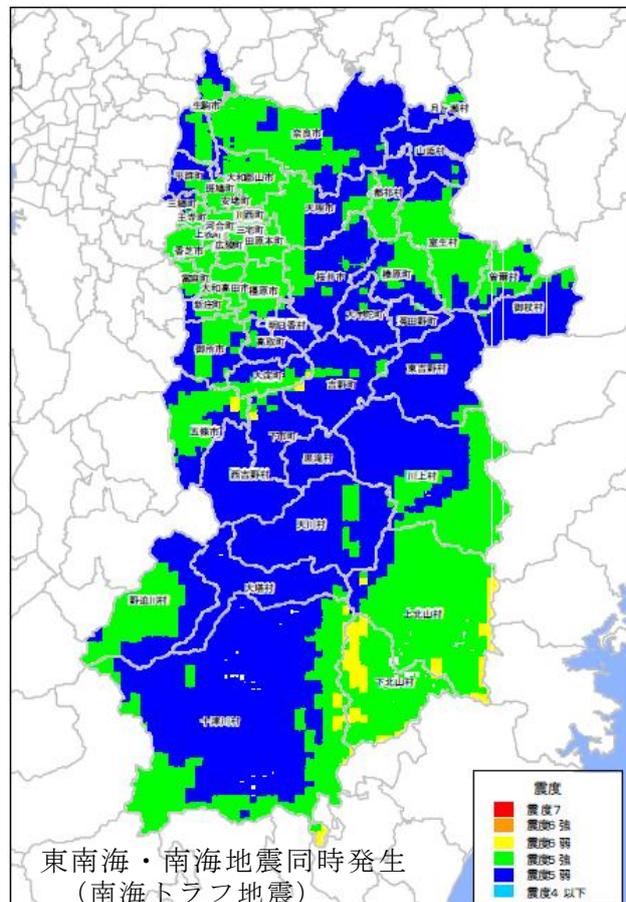
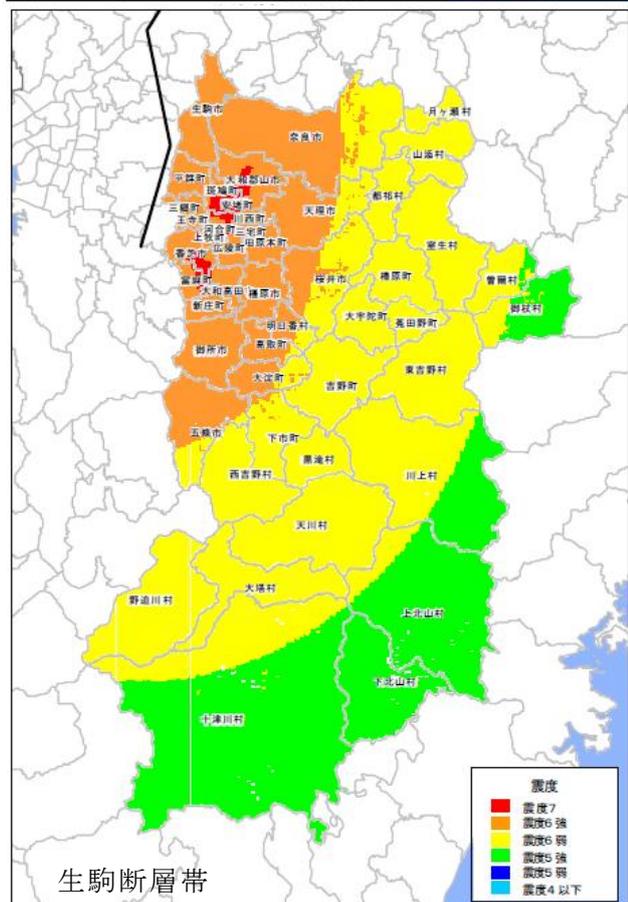
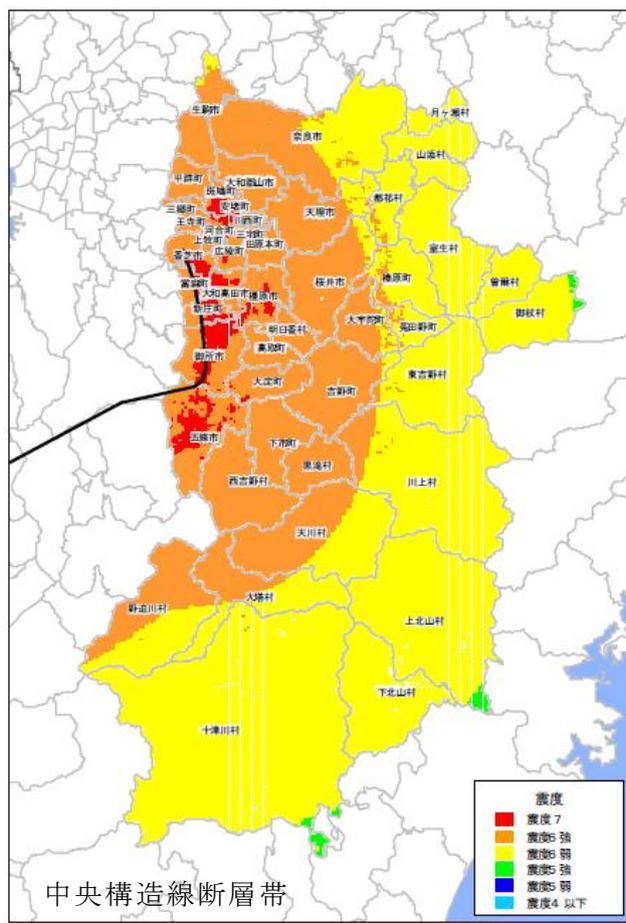
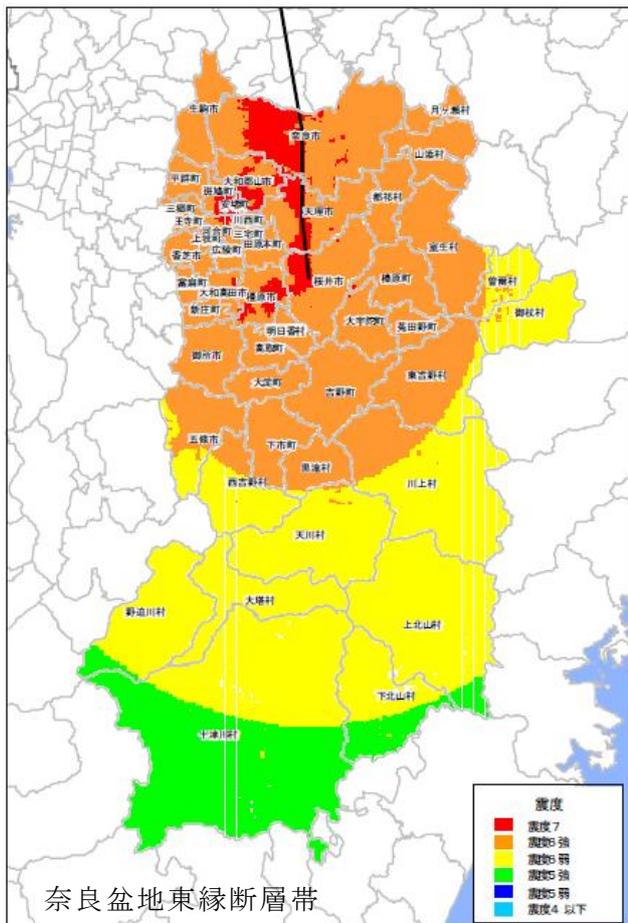
項目 \ 想定地震	奈良盆地東縁断層帯	中央構造線断層帯	生駒断層帯	東南海・南海地震同時発生(南海トラフ地震)
最大震度	7	6強	6強	5強
死者(人)	1,159	497	848	0
負傷者(人)	4,536	5,589	4,001	32
住家全壊(棟)	29,670	12,497	21,675	72
住家半壊(棟)	17,705	18,087	18,910	71
炎上出火(件)	328	151	226	0
断水(世帯)	134,973	85,794	133,445	8,098
停電(世帯)	136,049	135,621	135,646	1,800
都市ガス供給障害(世帯)	102,278	102,278	102,278	469

地震発生から1週間後の数値(旧月ヶ瀬村、都祁村地域含む。)

出典：第2次奈良県地震被害想定調査報告書(概要版)(市町村別被害想定結果)

資料5 昭和年代以降における主な災害

第1章 総則 第3節 災害の想定



出典：第2次奈良県地震被害想定調査報告書（資料編）に一部加筆。

第3項 その他の災害

本市における風水害及び地震災害以外の災害として、下記の災害を想定する。

- (1) 市街地等における大規模火災及び林野火災
- (2) 危険物の爆発等による災害
- (3) 航空機、鉄道等による災害
- (4) その他による災害

第4節 防災ビジョン

第1項 防災対策の基本方針

1 防災対策の目的

災害から市民並びに市域にある全ての生命、身体及び財産を守り、市、市民、事業者、防災関係機関等が一体となって災害対策に取り組み、地域の安全を確保することを目的とする。

2 防災対策の基本目標

- 1 災害に強いまちづくり
- 2 災害に強いひとづくり
- 3 災害に強い組織・体制づくり

(1) 災害に強いまちづくり

災害に強い都市構造を持つ、災害に強いまちづくりを目指し、次のような機能強化を目標としたハード対策の充実に努める。

- 1) 被害を防ぐ機能
- 2) 災害を拡大させない機能
- 3) 安全地帯を維持確保する機能
- 4) 情報通信を確保する機能

(2) 災害に強いひとづくり

「ひと」とは、住民及び防災関係機関の職員をいう。防災に深い関心と理解を持ち、災害時には自分の役割を踏まえて冷静沈着に行動できるように、次のような人の育成を目標として、個人一人ひとりの災害対応力のレベルアップ（ソフト対策）に努める。

- 1) 災害から自分自身を守ることができる。
- 2) 災害時に家族や隣人等の安全を配慮する。
- 3) 災害時に率先して防災活動に協力・従事する。
- 4) 防災担当従事者としての自覚をもち、状況に応じて適切な防災活動を行う。

(3) 災害に強い組織・体制づくり

災害に強いもの（ハード対策で充実した施設、機器）とひと（ソフト対策によりレベルアップした住民、職員）がそろっていても、災害時にその両者が有機的に結合しなければその効果は半減してしまう。

また、被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を把握した上で、官民連携のもと、被災者の自立・生活再建が進むよう平時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災

者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組)などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。

加えて、災害時のボランティアの参加・活動は、災害復旧に向けて重要な人材となることから、平時より、災害時のボランティアの受入体制を整えると同時に、平時のボランティア活動を支援し、災害時のボランティア活動の組織・体制・基盤づくりを行っておくことが重要である。

災害に対する適切な備えと災害時の防災活動等を実行するため、次のような組織運営体制の確立を目標として、防災体制の強化（ソフト対策）に努める。

- 1) 適切な情報に基づく確な災害応急対策活動の決定と実施
- 2) 専門的な能力をもつ関係機関との連携・協働
- 3) 適切な進捗確認に基づく継続的な生活再建支援の実施

3 行政の責務と市民の心がまえ

市、県及び関係機関等は緊密な連携をもとに、生命の安全を第一にして防災施設・設備の整備を促進するとともに、防災体制の充実と市民の防災意識の高揚を図る。

市長は、消防機関、消防団・水防団等の組織の整備、公共的団体その他防災関連組織、自主防災防犯組織の充実を図るとともに、市民の自発的な防災活動の促進を図る。

市民及び事業所等は、自らの命は自らで守るとの認識に立ち、家庭、地域、職場における各種の災害を念頭において、近隣住民等と協力してその災害実態に応じた防災対策を自ら講じるものとし、特に、大規模な災害においては、現場での初期活動が極めて重要であり、平時における防災対策を心がける。

第2項 防災施策の大綱

1 防災施策の大綱

(1) 水害対策

水防警報河川やその他重要水防箇所を有する河川、内水氾濫を生じやすい低地、老朽ため池、排水不良地などにおいて、国、県及び防災関係機関との協議に基づき、危険箇所の改修補強など治水施設等の整備（ハード対策）を促進する。

下記 1)～4)などに基づいて、洪水に対する事前の備えと洪水時の迅速かつ的確な情報伝達・避難体制を整備（ソフト対策）することにより減災を図る。

- 1) 避難判断水位到達情報（県による発表）
- 2) 水防警報（国、県による発表）
- 3) 水位情報（国、県による公表）
- 4) 浸水想定区域（国、県による指定・公表）

(2) 土砂災害対策

山地・丘陵地の土砂災害警戒区域、切り盛り斜面、断層沿いの斜面などにおける斜面崩壊及び断層沿いの山地斜面における地すべりに関しては、国、県及び防災関係機関との協議に基づき、災害防止工事の推進（ハード対策）を図る。

下記 1)～2)などに基づいて、土砂災害に対する事前の備えと災害時の迅速かつ的確な情報伝達・避難体制を整備（ソフト対策）することにより減災を図る。

- 1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（県による指定・公表）
- 2) 土砂災害警戒情報（奈良地方気象台と県による共同発表）

(3) 消防対策

都市の広域火災や地震時における同時多発火災を防止するため、木造密集地、危険物製造・取扱所等においては、平時から火気器具・危険物取扱の管理指導の徹底を図る。また、消防力を強化するため、消防装備の科学化、消防情報処理体制の強化を検討し、消防団の育成と訓練を積極的に展開する。

(4) 地震災害対策

大地震時の震動による災害を防止するため、耐震建築物の建設、擁壁・法面崩壊防止、ライフラインの補強強化（ハード対策）について平時から指導・徹底するように努める。また、被災時における復旧手順を綿密に計画するよう関係機関に要請する。

建築物の耐震化（ハード対策）については、「奈良市耐震改修促進計画」に基づき計画的に行う。

気象庁が発表する緊急地震速報を有効に活用し（ソフト対策）、被害の軽減を図る。

(5) 防災活動体制の整備

防災活動体制の整備は、災害発生の防止及び被害軽減に特に重要であるため、防災

機器の増強、システム化、科学化及び情報連絡・人員配置等の体制の整備・強化を図るとともに、企業や関係機関等との協定も進めて、迅速かつ的確な防災活動の実施に努める。

(6) 備蓄対策

防災対策用資機材及び食糧等の分散備蓄や流通備蓄を進め、災害時に効果的に機能させるように努める。

(7) 警戒避難対策

より安全な避難場所、広域避難場所及び避難路の検討を行い、避難の安全性の向上を図る。さらに、地域住民の自主的な相互協力が得られるように、平時から広報と啓発の徹底、避難場所等への適切な誘導標識の設置、各防災地区の地域特性に応じた警戒避難体制を検討する。

「警戒レベルに応じた奈良市の防災体制」により、高齢者等避難、避難指示などの発令の基準や、発令に伴い市がすべき対応をあらかじめ整理しておく。

県が示した「奈良県避難所運営マニュアル」（平成29年3月）を踏まえて避難所の管理運営マニュアルをあらかじめ作成するなどにより、管理運営体制を整備する。

(8) 避難行動要支援者避難支援対策

平成25年度の災害対策基本法の一部改正により市町村に作成が義務付けされた避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある支援の強化に努める。

(9) 観光客等の支援対策

観光地、駅前繁華街、百貨店など、観光客や買物客が集中する場所では、災害時の非常事態において適切な避難誘導が行えるよう、特に外国人観光客に留意して対策を検討する。

(10) 防災意識の高揚

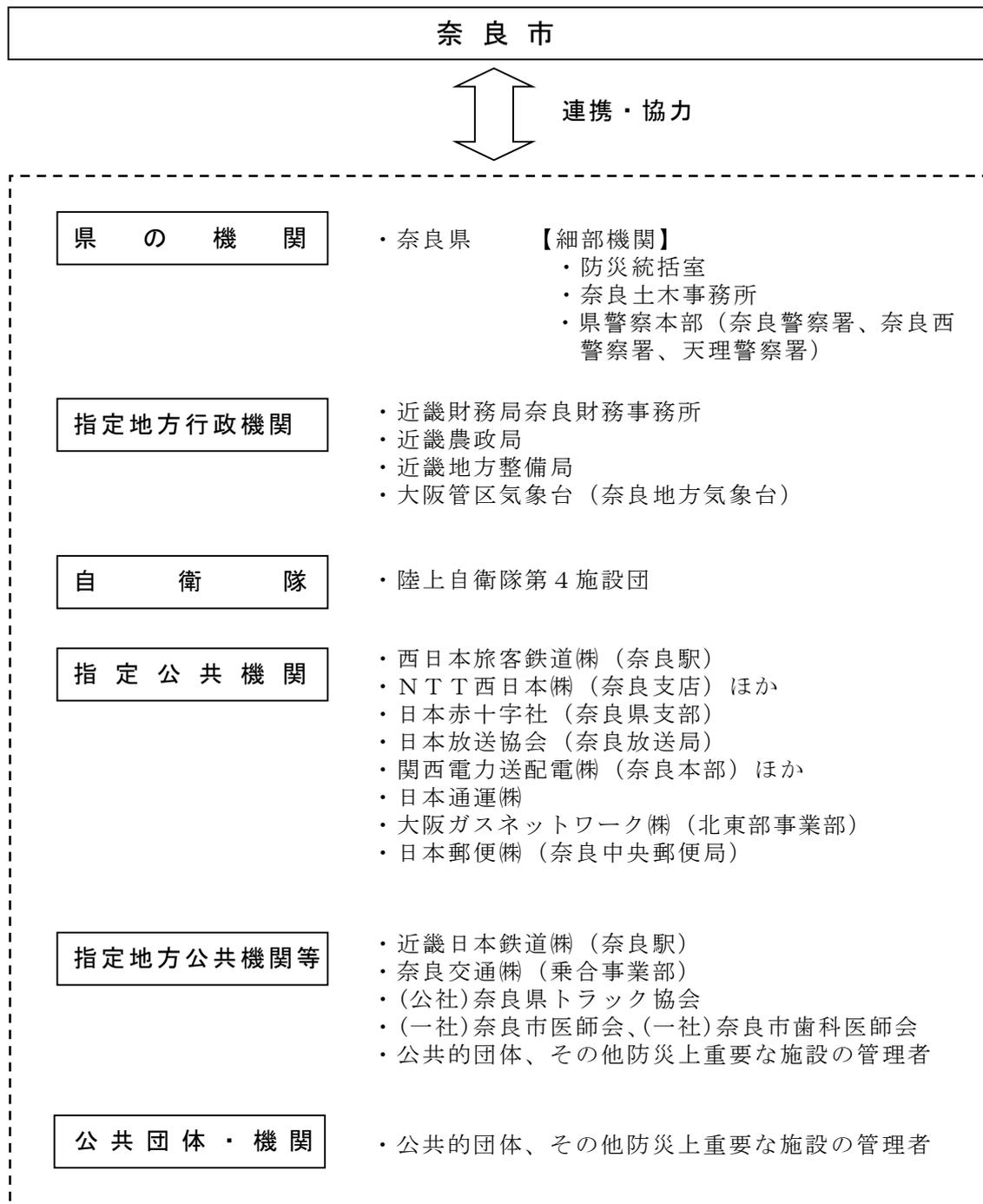
災害時には、住民一人ひとりが防災に対する正しい知識と対処方法をもっていることが重要である。

そのため、あらゆる機会をとらえて防災知識の普及及び防災意識の高揚を図る。

資料 74 警戒レベルに応じた奈良市の防災体制

第5節 防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱

奈良市、奈良県、県警察本部（奈良警察署、奈良西警察署、天理警察署）、奈良市の区域を管轄若しくは区域内に所在する指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等は、連携、協力して災害対策を実施する。



資料8 防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱

第6節 市民・事業所の基本的責務

大規模な災害が発生した場合、市及び関係機関も被災している中で、その総力を結集して市民の生命、身体及び財産を守るため災害応急対策を実施するが、迅速な初動体制をとることは難しく、その対応能力には限界がある。

阪神・淡路大震災や東日本大震災では、隣近所の市民や事業所が協力して、消火・救助等の助け合いが行われ、延焼防止や多くの命が助かっている。このような教訓から、防災対策に当たっては、地域の防災力向上が不可欠である。

したがって、市民及び事業所は、災害対策基本法第7条「住民等の責務」に基づき積極的に災害防止に寄与するように努める。

第1項 市民の役割

市民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加するなど、防災対策に寄与するように努める。

1 個人の役割（自助）

「自らの安全は自らが守る」（自助）という防災の原点に立ち、市民はその自覚を持ち、災害に備えて食料等の備蓄や建物の補強、家具の転倒防止措置等を市民自らが行う。

また、防災訓練や防災に関する講演会等への積極的な参加、防災についての家族での話し合い、災害時の対処法の習得、安否確認の方法や避難所・避難ルートの確認などを行い、被害の拡大防止に努める。

2 地域住民としての役割（共助）

(1) 地域住民としての役割認識

大規模災害発生直後の行政の対応能力には限界があり、被害を軽減するには地域の助け合いである「共助」が大きな力となることから、「自分たちの地域は自分たちで守る」ことを原則に、平時からコミュニティ（自主的な防災・防犯組織を含む。）の形成とともに、近隣の地域住民と協力して初期消火・救助活動などができるよう、防災力の向上に努める。

(2) 応急対策活動への協力

正確な情報の把握及び伝達、出火の防止措置及び初期消火、負傷者の救助及び救護、主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する要配慮者への支援、適切な避難、避難所の自主運営など応急対策活動を積極的に行う。

また、市及び県が行う防災に関する事業並びに災害発生時の救援・救助活動に協力する。

第2項 地区自主防災防犯組織の役割

1 地区自主防災防犯組織とは

地区自治連合会と連携して、おおむね小学校区の単位で結成された自主防災・防犯活動等を行う組織である。

2 災害に強い地域づくり（平時）

地区自主防災防犯組織は、平時にあっては、「自分たちの地域は自分たちで守る」という地域防災力の要として、地区自治連合会と連携して地区防災計画・避難所運営マニュアル等の作成、防災訓練の実施、住民に対する啓発活動などを通じて、「災害に強い地域づくり」に自主的に取り組む。

3 災害対応（災害時）

災害時は、市、地区自治連合会や医療機関など関係機関と協働・連携して、主体的に避難所を開設・運営するなどにより、地区全体の安全確保に取り組む。

4 応急対策活動への協力

市及び県が行う防災に関する事業並びに災害発生時の救援・救助活動に協力する。

第3項 事業所の役割

事業所内の管理体制を強化するとともに、地域住民の一員であることを自覚し、地域の防災対策に協力する。

1 災害予防計画

防火管理体制を強化するとともに、各種の災害に備え、計画的な防災体制の充実を図り、事業所内の従業員、利用者等の安全を確保する。

また、建築物の耐震性向上、施設及び設備等の安全管理、防災訓練の実施や従業員への防災知識の普及、防災資機材や飲料水、食料及び生活必需品の備蓄を図る。

さらに、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の作成に努める。

2 地域への貢献

事業活動に当たっては、地域の一員であることを自覚し、災害に強いまちづくり及び災害に強い人づくりのため、地域の防災訓練、防災活動に積極的に協力する。

3 応急対策活動への協力

民間事業者は、災害時に果たす役割を十分認識し、事業継続上の取組を継続的に実施するとともに、市が実施する防災に関する施策への協力に努める。

第7節 財政措置

災害の予防、応急対策及び復旧・復興を推進するための財政措置を行う。

1 災害予防

平時に行っておくべき以下のことに対する財政措置として、必要経費等をできる限り当初予算に計上する。

- (1) 災害の未然防止や被害軽減のための公共土木施設等整備
- (2) 災害時、各種施設が損壊せず、必要最小限の機能を果たすための経費
- (3) 災害応急対策に必要な防災資器材や食糧等の計画的な備蓄
- (4) その他、防災訓練及び防災知識普及等のための経費

2 災害応急対策

災害が発生した又は発生するおそれのある場合における防御措置、災害の拡大防止措置及び被災者に対する応急救助措置に要する必要経費については、当初予算でその見込額の算出は困難であるので、ある程度枠予算として計上するが、当該予算が不足する場合においては、災害発生等の都度、その状況に応じて必要な経費を予備費の充当等により措置する。

また、災害の規模が大きくその被害が甚大であって多額の経費を要する場合は、その都度財政調整基金（地方財政法第4条の3及び第7条）の充当も含め、補正予算の措置をとる。

3 災害復旧・復興

災害復旧・復興については、公共施設を始めとする復旧・復興計画に基づく必要経費等、復旧・復興に必要な資金需要を把握し、緊急性や必要性にも留意しつつ、国や県の財政支援など財源確保に努め、財政措置を講じる。

予算計上については、当初予算において計上するが、災害の規模や被災の状況に応じてその都度、補正予算での措置を行う。

第8節 奈良県地震防災緊急事業五箇年計画

「地震防災対策特別措置法」(平成7年法律第111号)に基づく地震防災緊急事業五箇年計画については、平成8年度から平成12年度を計画年度とした第1次計画、平成13年度から平成17年度を計画年度とした第2次計画、平成18年度から平成22年度を計画年度とした第3次計画、平成23年度から平成27年度を計画年度とした第4次計画、平成28年度から令和2年度を計画年度とした第5次計画を進めてきたところであるが、令和3年度から令和7年度までの第6次計画においても、本市域に係る事業の推進に努める。